

金沢市緊急整備地域木の文化都市見える化事業補助金交付要綱

(令和3年3月19日決裁)

(令和7年9月17日改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、「木の文化都市」の創出に向け、市民及び来街者に「木の文化都市・金沢」を印象付けるため、緊急整備地域における木が感じられる建築物の設計及び工事に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木の文化都市 金沢市における木の文化都市の継承と創出の推進に関する条例（令和4年条例第2号）第2条第1号に規定する木の文化都市をいう。
- (2) 緊急整備地域 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成14年政令第257号）第1条に規定する金沢駅東地域をいう。
- (3) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (4) 木質化 建築物の仕上げ等に木を使用することをいう。

(補助金の交付)

第3条 補助金は、建築物の木質化を緊急整備地域の区域内で行う事業（以下「補助対象事業」という。）を行う者に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

(補助対象)

第4条 補助の対象となる建築物は、地上部分で3以上の階数を有する建築物とする。

2 補助の対象となる区域は、緊急整備地域の区域とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に定める経費とする。

- (1) 次号に掲げる木質化の工事に伴う実施設計に係る費用
- (2) 次に掲げる木質化の工事に係る費用

ア 建築物の新築、増築、改築、修繕及び模様替に伴う工事のうち、緊急整備地域内の道路から通常望見できる部分の木質化（開口部等により外部から望見できる建築物の内装の木質化を含む。）に係る費用（当該行為に伴い生じる復旧作業に係る費用を含む。）

イ 前号の工事と併せて行う構造の木質化に係る費用

（補助金の額）

第6条 補助金の額は次の表に定めるところによるものとし、その額に1万円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。

補助対象事業	補助金の額
実施設計	補助対象経費の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、300万円を超えないものとする。
木質化の工事	補助対象経費の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、1,000万円を超えないものとする。

（補助事業適用申請）

第7条 第3条に規定する補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助対象事業について市長と協議の上、市長が別に定める補助事業適用申請書により市長に申請し、補助事業の適用の決定を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、金沢市木の文化都市創出モデル事業補助金交付要綱（令和3年3月19日決裁）第10条の規定により設置する「木の文化都市」創出モデル事業選考会の意見を聴いて補助事業の適用の可否を決定し、当該申請をした者に対し、その結果を通知するものとする。

（交付の申請）

第8条 前条の規定による適用の決定を受けた者は、補助対象事業に着手する前に、市長が別に定める補助金交付申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は前項の規定により提出された申請書の内容を審査し、当該補助金の交付を決定したときは、その旨を当該申請した者に通知するものとする。

（適用除外）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、補助金を交付しない。

- (1) 第5条各号に定める経費に関し、他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付を受けた者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) その他補助金の交付が不適當であると市長が認める者
(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年9月17日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日の前に、改正前の第3条の規定による補助金の交付の申請をした者に係る補助金についてはなお従前の例による。